

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

島根県立益田高等学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」というのが、いじめに対する一般的な捉えである。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等に取り組むに当たっては学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、生徒一人ひとりの人権感覚を培い、いじめを行わない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。また、生徒を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、周囲に相談したり、いじめを抑止したりする力を持つ生徒を育てていくことが必要である。

益田高校は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)と島根県いじめ防止基本方針(以下「県の基本方針」という。)に基づき学校いじめ防止基本方針を策定することとした。この方針は、本校生徒、保護者、地域に対して示すものである。

2 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1)本校におけるいじめの定義

法で定めるいじめの定義を踏まえ、本校ではいじめを次のように定める。

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒の何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(2)いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どこの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校や教職員の重要課題」との認識
- ・「いじめを傍観してはならない」との認識

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1)いじめ防止委員会(組織図①参照)

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。いじめ防止委員会の構成員は校長、教頭、生徒部長、保健部長、人権教育主任、学年主任、養護教諭、道徳教育担当者とする。また、必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察経験者などの外部専門家等を加えることができる。

(2)いじめ対策委員会(組織図②参照)

いじめを発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込むことなく、組織的に情報を共有し対応することを目的にいじめ対策委員会を設置する。いじめ対策委員会の構成員は校長、教頭、生徒部長、保健部長、人権教育主任、学年主任、養護教諭、関係教職員とする。なお、必要に応じて、「緊急的な組織」や心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察経験者などの外部専門家等を加えることができる「拡大的な組織」として、構成員を増減することができる。

4 いじめの防止等に関する措置

(1)いじめの防止

①いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取り組み

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいく必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

いじめの防止等の対策は、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そのためには、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取組が行わなければならない。また、生徒が、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめを克服することをめざして行わなければならない。

いじめ防止のために

◆居場所づくり

- ・学習指導の充実、改善

(学びに向かう集団、生徒が意欲的に取り組む授業づくり)

- ・生徒が主体的に取り組む学校行事等の活動の支援

(生徒同士がお互いを認め合ったり、心のつながりを感じる場づくり)

◆関係づくり

- ・生徒同士や生徒と教員、教員と教員の信頼関係の構築

(教職員による普段からの生徒への声かけ、相談などへの真摯な態度、雰囲気づくり)

- ・相談しやすい環境づくり

(話しかけやすい態度、話しかけやすい機会づくり)

②特に配慮が必要な生徒への対応

以下に揚げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

○発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(2)早期発見

①いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、「いじめ問題対応の手引き」を活用した研修を行うとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

<早期発見の基本>

○生徒の些細な変化に気づくこと(別紙1、別紙2)

○気づいた情報を確実に共有すること

○情報に基づき速やかに対応すること

②いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。さらに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるように、人権教育主任や教育相談コーディネーターを生徒や保護者の相談窓口にする。

(3)いじめに対する措置

①いじめに対する組織的な対応及び指導

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態と

は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のいじめに対応する組織に報告し、情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教委に報告するとともに、いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)との人間関係を築くことが大事である。

なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じ、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮を行う。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。

その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥インターネット上のいじめへの対応

生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(4)その他の留意事項

①組織的な体制整備

いじめへの対応は、一部の教職員が抱え込むのではなく、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させる要因となりうるため、そのようなことがないよう教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

学校自体の雰囲気や、児童生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む必要がある。

②校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有

を図り、いじめを受けた生徒、その保護者やいじめを行った生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、学校評議員などの関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

5 重大事態への対応

(1)重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。また、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合には「重大事態」として対処する必要がある。

○いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2)重大事態への対応

①いじめ対策委員会の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

②事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査(調査)が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、学校が生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

③いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援等を行う。

④いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

＜いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点＞

生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

○遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取って、できる限りの配慮を行う。

○在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮と説明を行う。

○死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。

○できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

○情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

○いじめを受けた生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

⑤いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

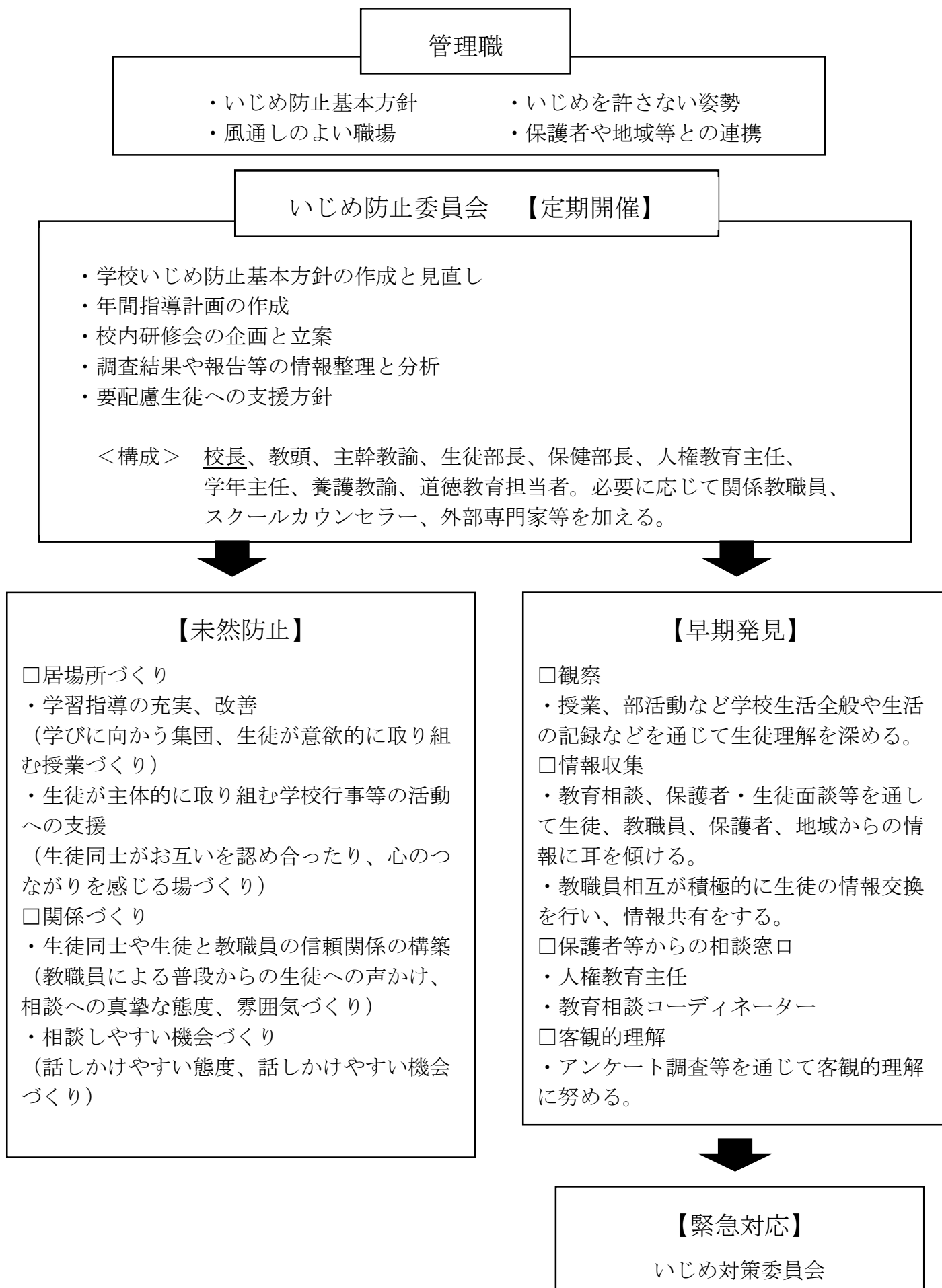
(3)調査結果の報告

調査の結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

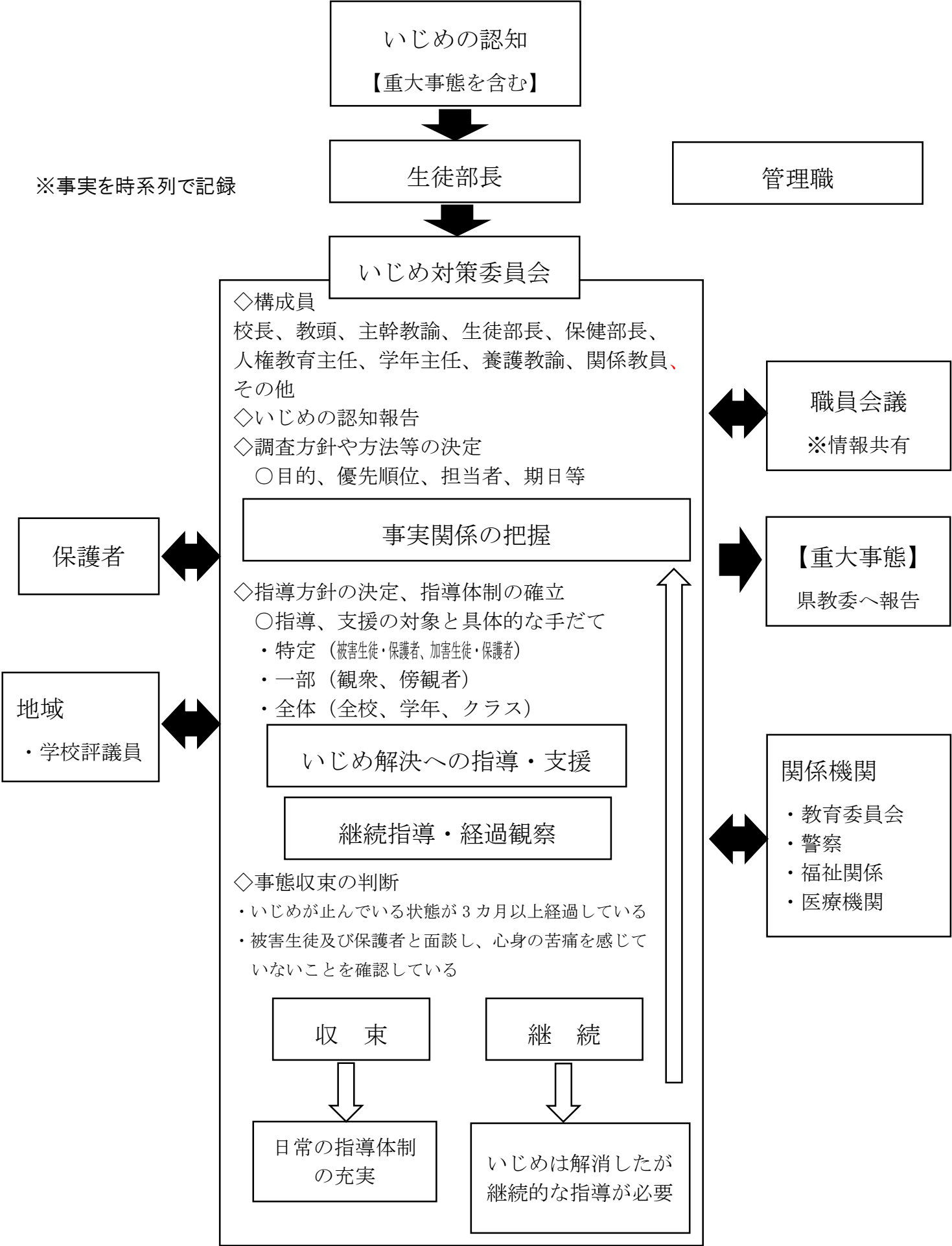
<組織図①>

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



<組織図②>

いじめへの組織的対応



別紙1

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	○保健室・トイレに行くようになる ○教材等の忘れ物が目立つようになる ○机周りが散乱している ○決められた座席と異なる席についている ○教科書・ノートに汚れがある ○突然個人名が出される
休み時間等	○弁当にいたずらされる ○昼食を教室の自分の席で食べない ○用のない場所にいることが多い ○ふざけ合っているが表情がさえない ○衣服が汚れていたりしている ○一人で清掃している
放課後等	○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる ○一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する

	サイン
いじめている生徒の様子	○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ○教員が近づくと、不自然に分散したりする ○自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙2

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
教室の様子	○嫌なあだ名が聞こえる ○席替えなどで近くの席になることを嫌がる ○何か起こると特定の生徒の名前が出る ○筆記用具などの貸し借りが多い ○壁等にいたずら、落書きがある ○机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
友好関係の変化	○学校や友人のことを話さなくなる ○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ○不審な電話やメールがあつたりする ○遊ぶ友達が急に変わる ○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
外見や心身の変化	○理由のはっきりしない衣服の汚れがある ○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ○登校時刻になると体調不良を訴える ○食欲不振・不眠を訴える
学習状況の変化	○学習時間が減る ○成績が下がる
持ち物や金銭に関する変化	○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ○自転車がよくパンクする ○家庭の品物、金銭がなくなる ○大きな額の金銭を欲しがる